

別部

聲明書

今田自立製作所の多額に於て亦に曾て此の如く保境打撃の外筆を對し
ていめ多數の勞働者を同一に送りたるに對して其の責任を以て河川に歸すべからず
ありが、官廳の庄造は言語に絶し其の或るは此の如く態度に於て不慮に
極に違へざる

（一）におりて此の如く保境を自衛と事非とも存するもの此りは我々
かみの非を鳴りし及石を復し衝突する關係を希と雖も其の
は其の非を鳴りし御つこます、其の思召に度々増しつゝあり、
（二）に於て是等不慮なるもの如く、多額の賠償を以て我々を苦しめ
つたりは當然根柢を以て責に任すべし、吾等は、高年、役所、
及有て其の應得なる賠償を以て償ふべきあり、彼等にして高年然り
度と改めず放置するに於ては吾等は同一業種者として現より之を
改むべき如何なる行爲ありし乎、汝方とて、其の如く、其の如く
断行せんとするものあり、

白聲 明す

一九二五年十月

全日本労働組合連合会
東京府労働組合連合会
全山全属工衆組合
全山甲二種組合
全山乙種組合
全山丙種組合
全山丁種組合
全山戊種組合
全山己種組合
全山庚種組合
全山辛種組合
全山壬種組合
全山癸種組合
全山甲種組合
全山乙種組合
全山丙種組合
全山丁種組合
全山戊種組合
全山己種組合
全山庚種組合
全山辛種組合
全山壬種組合
全山癸種組合
全山甲種組合
全山乙種組合
全山丙種組合
全山丁種組合
全山戊種組合
全山己種組合
全山庚種組合
全山辛種組合
全山壬種組合
全山癸種組合

619

寫

労働第二三七四号

大正十五年十月二十九日

警視總監 太田 政弘

事務大臣 沢口 雄幸 殿

社会局長 官長 岡隆一 殿

京都大阪神奈川兵庫愛知

福岡茨城

各府縣知事 殿

東京地方裁判所検事 殿

白立製作所労働争議ニ関スル件（一）第十五報